



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門②③

宗教法人と墓地経営 2

● 墓地用語の定義

墓地に限らず法律用語には厳格な定義があります。例えば「法律」という用語の定義は、「国会の決議を経て制定される国法の形式」とされています。従って、同じ国家の強制力がその実現を保障している社会生活上の法規範であっても政令や条例などは法律とはいいません。法律用語の定義をよく頭において法律の解説書を読む必要があり、国語辞典的知識で法律書を読むと理解するうえで支障をきたします。

〈墓地〉 墓地とは、墳墓を設けるため、墓地として行政の許可をうけた区域をいいます。(墓理法第2条5項)。経営に必要な付帯施設、例えば、駐車場・管理事務所・芝生・休憩所等は、墓地と同一の敷地内にあり、管理上、または社会通念上一体の施設と考えられる限りにおいて、墓地の区域内に含まれるというのが、厚労省の見解です。また、墓地は墳墓を設けるための区域ですから、死体を埋葬したり焼骨を埋蔵しなければ、碑をたてた区域というだけで、墓地とはなりません。

〈墳墓〉 墳墓とは、死体を埋葬し、または焼骨を埋蔵する施設をいいます(同法第2条4項)。外見は墳墓と同じでも手術等で切断された手足や、死体と切り離された毛髪や歯だけを埋める施設は、単なる碑にすぎず墳墓とはいいません。

〈納骨堂〉 納骨堂とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵する為に納骨堂として行政の許可をうけた施設をいいます(同法第2条6項)。他人の委託をうけることが要件ですから、自己所有の焼骨を自宅に安置しておく場合には納骨堂とはいいません。また、墳墓に埋蔵するまでの間一時的に寺院等に焼骨を安置する場合にも、この寺院等は納骨堂とはいいません。

〈埋葬〉 埋葬とは、死体(妊娠4ヶ月以上の死胎を含む)を土中に葬ることで(同法第2条1項)、いわゆる土葬のことです。近年では、火葬が大半を占めており、土葬は禁止されているのが原則です。火葬された焼骨を埋めることは埋葬とはいわず埋蔵といえます。また、妊娠4ヶ月未満の死胎を葬ることも埋葬とはいいません。

〈埋蔵〉 墓理法に定義はありませんが、埋蔵とは遺骨(主として焼骨)を墳墓に納めることをいいます。毛髪や歯や遺品を納めても埋蔵といわないことは埋葬と同じです。

〈改葬〉 改葬とは、埋葬した死体(埋蔵した焼骨も含むと解されています。)を他の墳墓に移し、または埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すことをいいます(同法第2条3項)。過去に埋葬した死体を火葬し、他の墳墓へ移すことは改葬となりますが、埋葬した死体を火葬し、又は洗骨して同一の墳墓へ移すことは改葬とはいいません。また、埋葬した死体または遺骨が土に還ってしまって存在しないときは、改葬には該当しません。

〈墓地所有権〉 墓地という土地の所有権をいいます。原則として墓地所有権は墓地経営の許可をうけたものにあります。

〈墓地使用权〉 墳墓の所有者が、墳墓所有のために他人の所有する墓地のうち限定された区域(墓所といえます。)の土地を使用する権利で、永代使用权ともいいます。墳墓所有の目的は、近親者の死体または焼骨を埋葬または埋蔵するためですから、この墓地使用权は墳墓の所有権とともに民法第897条の祭祀承継者に承継されます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修